

国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドックの費用を一部助成します

申込み 4月9日(木) 受付開始 ※土日・祝日を除く
8時30分～17時15分
 電話でお申し込みください。

《市民課 保険年金 G ☎ 73-8015》

※申込開始日は、申し込みが集中するため、電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

受診期間 5月11日(月)～令和9年2月28日(日)

対象 20歳以上の国民健康保険加入者

※国民健康保険税の滞納者を除く

▼ **自己負担額一覧** ※助成適用後の金額です

助成額 各ドック料金の7割(上限2万5,000円)

定員 220人(先着順)

- 注意点**
- ・人間ドックと市民健診(集団・個別)の両方を受診することはできません。
 - ・受診日に国民健康保険の資格がない場合、助成は受けられません。
 - ・重複して受診した場合や、国民健康保険の資格喪失後に受診した場合は、助成金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

医療機関	1日ドック	2日ドック	脳ドック ※特定健診を含む	1日ドック・ 脳ドック	2日ドック・ 脳ドック	1日ドック・ PET-CT	2日ドック・ PET-CT
福井県済生会病院 ☎ 23-1111	男 2万2,850円	40歳以上 4万3,750円 39歳以下 3万550円	2万6,150円	6万1,350円	40歳以上 8万2,250円 39歳以下 6万9,050円	12万2,400円	40歳以上 14万3,300円 39歳以下 13万100円
	女 2万6,700円	40歳以上 5万2,550円 39歳以下 3万9,350円		6万5,200円	40歳以上 9万1,050円 39歳以下 7万7,850円		12万6,250円
春江病院 ☎ 51-1503	2万2,300円	4万500円	1万9,000円	5万5,300円	7万3,500円		
坂井市立三国病院 ☎ 82-0480	1万6,910円	3万9,955円	8,801円	4万4,916円	6万7,961円		
福井赤十字病院 ☎ 36-3630	2万2,300円			5万5,300円		11万300円	
福井総合クリニック ☎ 21-1300	男 2万100円			5万100円 5万3,400円			
	女 2万3,400円						
木村病院 ☎ 73-3323	男 2万100円	4万1,000円					
	女 2万6,700円	4万7,600円					
光陽生協クリニック ☎ 24-3310	男 1万190円	2万9,670円					
	女 2万2,960円	4万3,640円					
福井県労働衛生センター ☎ 25-2206	男 2万1,200円						
	女 3万550円						
福井県立病院 ☎ 57-2920	※金額が未確定のため、申し込み時にお問い合わせください。						
福井厚生病院 ☎ 41-7130	2万2,850円						

注意

- ・医療機関ごとに、受け入れ人数に限りがあります(先着順)。
- ・市への申し込みがない場合は、助成を受けることができません。
- ・料金変更となる場合があります。
- ・検査内容は医療機関ごとに異なります。詳細は、市のホームページまたは医療機関でご確認ください。

国民健康保険の手続きは14日以内に!

春は、転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、国民健康保険の手続きも必要となります。表に記載されている「こんなとき」に該当する場合は、異動があった日から14日以内に届け出をしてください。また、マイナンバーカードと健康保険証を紐付けている人も、ご自身で届け出が必要です。自動で切り替わることはありませんので、ご注意ください。

問合せ 市民課 保険年金 G ☎ 73-8015

届け出が遅れるとトラブルの原因に!

- ▶ 医療費を全額自己負担しなければならない場合があります。
- ▶ 国民健康保険税と職場の健康保険料を、二重に支払ってしまう場合があります。
- ▶ 国民健康保険税をさかのぼって納めなければならない場合があります。

	こんなとき	持ち物(マイナンバーカードまたは通知カードは必須)
国保に入る	他市町村から転入したとき	他市町村の転出証明書、本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明書(被扶養者でない理由の証明書)、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護の受給が終了したとき	生活保護廃止(停止)通知書、本人確認書類
国保をやめる	他市町村へ転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類
	職場の健康保険に加入したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、職場の健康保険に加入したことを証明するもの、本人確認書類
	死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
その他	生活保護の受給を開始したとき	生活保護開始通知書、本人確認書類
	住所(市内)・氏名・世帯主の変更	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類
	世帯の分離・合併	資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類
	就学のため親元の住所を離れるとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書または学生証、本人確認書類
	保険証の紛失による再交付	本人確認書類

※ 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど

年金相談や各種手続きは予約相談をご利用ください

福井年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。電話またはインターネットで予約すると、自分の都合に合わせてスムーズに相談できます。予約なしで訪問した場合、待ち時間が長くなる場合があります。予約は、相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。

▶ 予約相談実施時間

月曜日 8時30分～19時
 火～金曜日 8時30分～17時15分
 第2土曜日 9時30分～16時

▶ 予約時の準備物

基礎年金番号が分かるもの

▶ 年金相談の予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890



▲ 予約はこちら

国民年金保険料は口座振替がお得!

国民年金保険料は毎年見直しが行われ、4月からは月額 **1万7,920円**となります。

国民年金保険料の納付には口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、金融機関などへ行く手間や時間が省けるうえ、早割や前納で納付すれば、現金納付よりも保険料が割引されます。

▶ 申込方法

申込書は、市民課や各金融機関、年金事務所にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。各金融機関の窓口または年金事務所でお申し込みください。年金事務所へは郵送での申し込みも可能です。

▶ 準備物

基礎年金番号が分かるもの、運転免許証などの本人確認書類、口座振替する通帳、通帳の届出印

国民年金からのお知らせ

問合せ 市民課 ☎ 73-8015 福井年金事務所 ☎ 23-4518

学生納付特例制度をご存じですか?

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください。住所登録地の市町村で申請し、日本年金機構の承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

▶ ご注意ください

この制度は**毎年申請が必要**です。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。令和7年度にこの制度の承認を受け、引き続き在学予定であることを申し出た人は、3月末に日本年金機構から郵送されるはがき形式の申請書を提出してください。なお、令和8年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料を納付する場合、納付書を作成して送付します。福井年金事務所へお問い合わせください。

▶ 追納が可能です

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により後払い(追納)できます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

